

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(小規模保育事業／保育園評価票使用)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人ACOBA
所 在 地	千葉県我孫子市本町3-7-10
評価実施期間	平成29年 1月31日～平成 29年 3月31日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	さわらびドリーム保育園 馬橋第二ルーム サワラビドリームホイクエン マバシダイニルーム		
所 在 地	〒271-0051 松戸市馬橋179-1 馬橋ステーションモール1F B2		
交通手段	JR常磐線 馬橋駅下車 徒歩1分		
電 話	047-710-9880	FAX	047-710-9885
ホームページ	http://sawarabi-fukusikai.or.jp/		
経 営 法 人	社会福祉法人 さわらび福祉会		
開設年月日	平成28年4月1日		
併設しているサービス	なし		

(2) サービス内容

対象地域	松戸市内								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	3	6	6				15		
敷地面積	m ²			保育面積		68.42m ²			
保育内容	0歳児保育 ●	障害児保育		延長保育 ●		夜間保育 ●			
	休日保育	病後児保育		一時保育		子育て支援			
健康管理	定期健康診断、歯科検診(2歳児以上)、蟻虫検査								
食 事	幼児食、離乳食、手作りおやつ、アレルギー対応(除去食)								
利用時間	7:00~22:00(土曜日:7:00~20:00)								
休 日	日曜・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)								
地域との交流	夏まつり・運動会(連携園と合同)								
保護者会活動	父母会はなし								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	2	5	7	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	保育士人数に 「ルーム長」含む
	5			
	保健師	調理師	その他専門職員	
			2	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	松戸市役所 幼児保育課に申請	
申請窓口開設時間	市役所開所時間（8：30～17：00）	
申請時注意事項	保護者が就労、あるいは病気等により家庭保育に欠けるなどの事情がある	
サービス決定までの時間	前月15日までに申し込み、市役所幼児保育課で検討後決定される	
入所相談	市役所幼児保育課窓口 保育園窓口	
利用代金	松戸市役所の基準（所得税金額）により決定	
食事代金	保育料に含まれている	
苦情対応	窓口設置	あり
	第三者委員の設置	あり

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	一人ひとりが違う輝きをもっていることもたち、その輝きを大切にします。人間形成の基盤となる乳児期に大人から愛情をしっかり受け、未来への希望をもって、輝き、成長していく子ども達であってほしいと願っています。知育・徳育・体育のバランスのとれた人間形成をめざします。
特 徴	○集中や忍耐力を養い、感覚・知覚を鋭くする目的で、2歳児は朝礼の時に「正座の時間」を設けています。 ○より豊かな情操教育をめざして小さい時から文化・芸術にしたいませています。 ○夜間保育の実施
利用（希望）者 へのPR	○保護者から信頼される保育園をめざします。家庭的で温かな雰囲気と十分なスキンシップを重視しています。豊かな人間性を育む保育をめざします。 ○子どもの心に寄り添える、優しい気持ちと熱意をもって園児の幸せを第一に優先して保育にあたるように心がけています。

福祉サービス第三者評価総合コメント

(馬橋第二ルーム)

特に力を入れて取り組んでいること	
1. 通勤に便利で地域の見守りの中にあるルーム	<p>当ルームを運営する社会福祉法人さわらび福祉会は昭和45年に設立され、10を超える認可保育園を運営するほか子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業を展開する(老人デイサービスセンターも運営)。児童福祉事業者として歴史と実績を有する法人で、小規模保育事業(ルーム)は平成27年度に既に5ルームを立ち上げ、同28年度には当ルームを含めて3ルームを開設した。</p> <p>当ルームはJR馬橋駅の駅ビル1階にあり、鉄道を使って通勤する保護者にとって便利である。近くの工場で働く外国籍の保護者にも保育を提供し支援する存在となっている。ルームは保育スペースのほかに、幼児トイレ・沐浴室・調乳室が機能的に配置され、清潔感もある。園庭はないが、天気の良い日には散歩に出かけ、地域の公園などで自然に触れて遊ぶ時間を大切にしている。散歩中には地域の人達と挨拶を交わしたり、手を振りあったりと良い関係もできている。常日頃から地域の見守りの中で過ごし、災害時や非常時の適切な対応にも繋がるよう配慮している。</p>
2. 利用者の様々なニーズに応えようとする姿勢	<p>当ルームは午後10時まで保育する夜間保育対応ルームである。市から利用決定された園児に、夜間利用者は現在のところいないが、同法人の夜間保育所「さわらびドリーム保育園」を連携園とし、ルームの保育を補完する体制を整えて、いつでも対応できるよう仕組みが整備されている。</p> <p>また、乳幼児保育に重要な食事について「嗜好調査票」を用意し、ルーム入園時に記入を求めている。同調査票は、アレルギーへの対応も含め、一人ひとりに向き合おうとする姿勢が読み取れる。宗教的な理由から食材制限が必要な園児も受け入れ、日本語の理解が十分とはいえない保護者対応にも努めている。まさに利用者ニーズに合わせた対応で、努力を多としたい。</p> <p>設置法人の理念や基本方針は明確に示され、研修等を通して職員にも周知されているが、加えて、職員が心得ておくべきことをまとめた「フィロソフィー・ノート」を法人は準備中で間もなく出来上がる予定である。職員全員に配付して法人の理念や基本方針に基づいた保育の実践はもとより、保育に関する諸事項の周知・徹底化を更に図り、利用者のニーズに適切に対応しようとしている。</p>
3. 安定し充実した保育の展開	<p>保育の様子や給食時の様子をつぶさに見たところ、子どもがおちついていて姿が感じとれた。保育スペースは可動式の柵によって歳児毎に仕切りができるよう工夫されていて、保育者は保育実践の場面場面で合同保育と歳児別保育を使いわけている。保育事業に長年経験を積んできた法人の安定した保育力が、新設されたルームの保育現場でも反映されていると考えられ、子どもにとって安心な環境が作られ、充実した保育が展開されていると評価できる。</p>
さらに取り組みが望まれるところ	
1. 苦情窓口の意味と周知	<p>苦情窓口については、入園案内書へ明記したりルーム出入口付近に掲示するなど、ルームとして周知を図る努力をしている。しかし、利用者調査では、「苦情等の窓口職員を知っている・言い易い」と肯定する回答が30%未満と、他の調査項目と比較して極端に低い結果であった。「苦情窓口職員」という質問自体よくわからないという記載もあり、苦情などを受け入れる仕組みがルームにあることを、どう伝えるかが問われている結果となったので、改善にむけた工夫を望みたい。</p>

2. 保護者へのより積極的な伝達

子どもの家での様子を尋ねたり園での様子を伝えたりは、ルームへの送迎時に口頭でやりとりされているものの、忙しい時間帯の中での伝達なためか保護者の多くは十分でないと感じている。成長の変化が著しい時期なので、怪我などの報告だけにとどまらず生活の様子をより積極的に伝えることによって、保護者の理解と信頼とが一層増すものと考えられるので、努力を期待したい。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

第三者評価委員からの率直なご意見、アドバイスは真摯に受け止め、又、保護者の皆様のアンケートによる貴重なご意見、ご感想を、職員で共有し、話し合い、出来る事から早速取り組んでまいります。まずは、『苦情・要望の窓口』の掲示物に赤線を引き、職員紹介の場所にも掲示をしておきました。保護者とのコミュニケーションにつきましては、降園時の短い時間の中で園での様子が、伝えられるよう努力いたします。又、入園時にお話した確認事項は、入園の時だけでなく、必要な時に再三お伝えすることでご理解を深めていただくよう努めてまいりたいと思います。そして、保護者の皆様と更なる信頼関係を築いていきたいと思ひます。安心してお子様を預けて頂けるよう今後も保育の向上を目指し、努力を重ねていきたいと思ひております。

福祉サービス第三者評価総合コメント

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	3	1	
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	4	1	
		4 人材の確保・養成	7 人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	3	1
			9 職員の就業への配慮	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
			10 職員の質の向上への体制整備	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	4	1
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
			13 利用者満足の上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	3	1	
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	2	2	
		2 保育の質の確保	15 保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0
			16 提供する保育の標準化	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0
		3 保育の開始・継続	17 保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
				18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者等に説明し、同意を得ている。	4	0
		4 子どもの発達支援	20 保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0
				20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
	21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。			5	0	
	22 身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。			4	0	
	23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。			5	0	
	24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。			6	0	
	25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。			3	0	
	26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。			2	非該当1	
	子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0		
		28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0		
		29 食育の推進に努めている。	5	0		
		30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0		
5 安全管理	31 事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0		
		32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0		
		33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	4	非該当1		
6 地域	33 地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	4	非該当1		
計				120	9	

非該当 内2

福祉サービス第三者評価総合コメント

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育の様子や給食時の様子をつぶさに見たところ、子どもがおちついてる姿が感じとれた。保育スペースは可動式の柵によって歳児毎に仕切りができるよう工夫されていて、保育者は保育実践の場面場面で合同保育と歳児別保育を使いわけている。保育事業に長年経験を積んできた法人の安定した保育力が、新設されたルールの保育現場でも反映されていると考えられ、子どもにとって安心な環境が作られ、充実した保育が展開されていると評価できる。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念・方針はルールの出入口に掲示されている。職員の新規採用時の手引きに記載し使用してきたほか、保育課程や指導計画などにも記載され、会議や研修でとりあげやすい仕組みがあり、職員の共有化を図っている。現在「フィロソフィー・ノート」を法人が編集・作成中であり、理念・基本方針をはじめ保育全般についての事項を盛り込み職員必携とする予定で、まもなく整うよう注目される。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園時の説明会でプリントによる説明をしているほか、実践面では登降園時を利用して保育の実践について伝えるように努めている。季節ごとにルームだよりも発行して配付している。利用者調査の結果で8割近くの方が「保育目標や方針について説明を受け、知っていますか」について「はい」と回答していることから、周知がよくできていると判断するに難くない。</p>	
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 □ 現状の反省から重要課題が明確にされている
<p>(評価コメント)</p> <p>保育課程や指導計画には、理念・基本方針にそった領域毎に保育の内容が明確になっている。保育結果について自己評価と反省ができるよう指導計画書が配慮されている。本ルームが開園1年未満であり法人本部は運営を軌道に乗せることを重要課題としている。同法人は他にもルーム運営の実績があるため、一般的な課題については整理されている。しかし、当ルーム自体は保育実践の十分な蓄積がないこともあって、現状分析や反省から課題の重要性を浮彫りするには至っていない。</p>	
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員から発信された事項については定期的なルーム職員会議があって、話し合わせ記録されている。ルーム長は連携園長との定期会議があり、そこの内容についてはルーム職員に周知されている。事業実施の把握と評価は、指導計画で日・週・月単位で行われている。この程、法人が運営するルームが複数になりルーム長会議が発足した。ルーム運営に関して職員と幹部職員とが話し合う仕組みが更に充実した。</p>	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 □ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>課題解決にむけて、職員一人ひとりが自主的に意見を出し創意工夫が生かせるよう努めている。研修は法人本部が指定する研修のほか、ルーム長が必要と考える研修や職員自身が希望する研修があるが、保育に支障がない限りは参加できるよう配慮している。ルーム長には連携園で経験を積んだ職員が抜擢され、職場の人間関係においては、世代や経験の違いを考慮し、互いを尊重することによって風通しの良い職場づくりに努めている。公平な評価については、工夫の具体性はみえない。</p>	
7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>法人本部が倫理規程を定めている。職員はいつでも規程を読むことができるようルームに用意されている。その一部は文書として職員各人に配付されている。服務規程として、採用時研修をはじめ必要に応じて職員は研修を受けている。プライバシー保護については法人本部が個人情報保護方針を定めている。方針はホームページで公開され職員にも周知している。</p>	

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■人材育成方針が明文化されている。 ■職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 □評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員の人事方針は法人本部が定め、明文化されている。ルームの職務について役割を明確にした職務分担表が作成されている。法人本部は評価基準を設け評価の適正化にむけて努めていて、更に近々目標管理制度を導入して評価の客観性・透明性を確保しようとしている。しかし、職員自身による自己評価はルーム長が点検・評価するなど基盤は整いつつあるが、各職員へ説明責任を果たしているには至っていない。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
<p>(評価コメント)</p> <p>ルーム長が服務整理簿を用いて職員の服務を管理している。職員の休暇については、職員の希望をもとに計画的な割り振りを行い、休暇による人員配置に不足が生じないように配慮している。法人本部は、リフレッシュ休暇(誕生日休暇・カレンダー休暇)を設けて職員が休暇を取得しやすくするなど工夫しているほか、福利厚生事業を全国的に展開している組織に加入し、職員の福利厚生の充実を図っている。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■中長期の人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 □個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>人材の育成にむけた職員研修については、法人本部が体系化している。職員研修については年度当初に、職員の希望や教育上の必要性からルーム長が割り振りをして、計画的な参加を促している。職務分担表を作り、職務の役割と位置づけを明示している。特に新規採用においては当初の4か月間、「マイジョブノート」と称する日誌を新採用職員が作成し、先輩職員がトレーナーとしてフォローする仕組みを作り上げている。しかし、職員全員について個別計画・目標の明確化には至っていない。</p>		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>権利擁護についての研修は、設置法人が実施する研修で取り上げられているほか、ルームの職員会議で都度研修をしている。日常の保育では個人の意思を尊重するよう心掛けているほか、できる限り複数の保育者で対応することとし、保育者が単独で保育することを避けることによって虐待等の防止を図っている。虐待被害を発見した場合には、ルーム長は連携園長と相談して市や児童相談所と連絡をとるよう仕組みを作っている。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報保護方針は法人本部がホームページで公表しているほか、パンフレットに記載し、ルームに掲示されている。個人情報の守秘義務について誓約書を交わし、利用目的を明示している。サービスの提供記録についても求めに応じた開示を明示している。職員の徹底については、研修の一項目として周知徹底を図っている。</p>		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 □利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>意見箱(ハートボックス)を出入り口付近に設置、要望や苦情に対応しようとしている。給食試食会や懇談会などの機会を利用して、利用者の満足度を聞き取る努力をし、改善へとつなげている。相談窓口を明確化し、相談のあった場合は事務室または隣接ルーム内にあるスペースも利用できるようになっているなど環境設定はできている。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 □相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 □保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園案内には、「要望・苦情等に関する相談窓口」の項目を立て、窓口担当者として職員氏名と第三者委員の氏名・電話連絡先を明記している。同様な文書を出入り口に掲示し、周知を図っている。設置法人では対応マニュアルを用意しており、職員が活用できるよう配慮されている。これまで深刻な相談を受けてないため対応記録がない。しかし、軽微な相談等でも記録し、保護者へ説明し理解を得るよう努力し問題点の改善をしていく仕組みを明らかとすることが望ましい。</p>		

15	保育内容について、自己評価を行い課題発見改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■ 保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>月間指導計画や週・日指導計画に自己評価欄を設けて、定期的に評価を行うことができるよう配慮している。その結果を次の計画に生かし、保育の質を向上させようと努めている。今回の第三者評価の受審結果については、公表して社会的責任を果たそうとする姿勢を示している。</p>		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務の基本や手順が明確になっている。 ■ 分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■ マニュアル見直しを定期的実施している。 ■ マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>業務マニュアルが用意されて保育の実施手順は明確になっている。新人用のマニュアルあつて、法人本部が行う新人研修に使われている。マニュアルの見直しは年1回を基本として、現場職員の声をもとに話し合われる。改善が必要な場合は、ルーム長会議や幹部職員会議などへと繋げられる仕組みがある。</p>		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■ 問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>利用に関する問い合わせや、見学に対応することをホームページに明記している。入園案内には保護者が必要とする情報について具体的に記載している。見学は利用者の希望に添うように配慮して実施している。</p>		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■ 説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■ 説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■ 保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園前には保育理念や基本方針(園が目指すもの、運営方針、サービス方針)などを丁寧に説明し、保護者からも同意(書面)を得ている。外国籍の保護者に対しても通訳の方を通じ、内容を伝えている。保育内容に関する説明の際に保護者の意向を確認している。なお、説明にも使われる入園案内に、園の概要・保育理念・基本方針・保育園の一日・主な年間行事等が一目でわかるように記載されている。</p>		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■ 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■ 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園の保育理念、保育方針、保育目標、発達過程等を組み込んで、保育課程を作成している。子どもの背景にある家庭や地域の実態についても、面接や調査書から把握し作成する際に考慮している。ルーム長の責任の下に全職員が参画し共通理解と協力の下に作成される。</p>		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■ 3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育課程に基づき、保育目標や保育方針を具体化するため、指導計画を作成している。子どもの生活や発達を見通した年や月の計画と、それを具体的にした週・日の指導計画を作成している。ねらいを達成するための一つの要因である室内環境は、家庭的な温かさがあって清潔で安全な環境になっていて、子どもが安定した気持ちで活動できるよう配慮されている。保育の振り返りを大切に捉えて、改善につなげようとしている。</p>		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■ 好きな遊びができる場所が用意されている。 ■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■ 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもの発達段階に即した玩具が用意されている。子どもが自由に遊べる時間も確保されていて、自由に素材や玩具などをだして遊べるようにしている。0～1歳児はまだ激しく動き出すことはないこともあって、保育者がそばに寄り添い子どもは思いのままにゆったりとした時間を過ごしていた。2歳児は、テーブルのまわりに座って全員が粘土の型押し遊びを楽しんでいた。保育者の言葉かけにどの子もニコニコしながら応えている姿から、生活の安定と満足している様子がうかがえる。</p>		

22	身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園庭がないため天気の良い日には、散歩に出かけている。散歩の途中で出会う地域の人たちと、お互いにあいさつを交わしたり顔見知りになるなど、社会体験を重ねている。「ここに保育園がある」とその存在を知ってもらうことは、重要なことと考える。散歩を通し、子ども自身が自然に対しいろいろな気づきができるような配慮をしている(例えば季節や感性にふれるような言葉かけや、好奇心や探求心を深める活動)。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子ども達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育者は子ども同士が親しみをもって関わりあっているよう言葉かけをしたり、時には見守りながら共に生活している。けんかやトラブルなどが発生した場合は、子どもの気持ちに寄り添った対応をしたり、うまく表現できない部分を代弁し、相手の気持ちを理解する心、我慢する心、社会的ルールが身につくような配慮を心がけている。混合保育によって、異年齢児の交流が行われている。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>現在は特別な配慮を必要とする子どもはいないが、個別の指導計画は職員全員が内容を把握し、共通理解をもって対応できるようにしている。障害児保育の研修やその他の研修で学んだことは、職員会議の中で報告し全員の知識となるよう努めている。ルームだよりや保護者会を利用して、保護者に情報を伝えている。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>登園時に保護者から、その日の子どもの健康状態や心身の様子を口頭で確認している。保育者間で情報の引継ぎや共有がきちんとできるように、決められたノートにその日の状況などを記録している。降園時には、保護者にその日の子どもの様子を口頭で伝えている。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 □就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもの発達や育児などについての相談は、保護者の希望により日々対応している。保護者のアンケート調査にも、保育士は様々な相談を親身になって聞き、一緒に考えてくれてありがたい、心強いという声があった。保護者を理解し支える姿勢ができています。また、年に1回ではあるが懇談会を実施していて、保護者同士の交流の場になるよう働きかけている。2歳児までのルールなため、就学に向けた小学校との連携は行われていない。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>年間保健計画を作成し、嘱託医による年2回の定期健康診断、年2回のぎょう虫検査、歯科検診(2歳児)と毎月身体測定を実施し、結果を「すくすくカード」に記録し保護者に知らせている。保護者からの情報提供や毎日の観察から、子どもの健康状態や疾病、心身の状態などを把握し記録するようにしている。虐待などが疑われる場合には、職員はルーム長へ、ルーム長は連携園長と相談し、市役所などへ連絡する体制ができています。</p>		

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもの体調の急な変化や事故・怪我など状態に応じて、保護者への連絡、嘱託医などへの相談、法人本部への連絡・相談など、隣の馬橋ルームと協力しながら対応できるシステムができています。また、感染症や疾病等に対する対応が適切に行われるよう、マニュアルが整備されており全職員が理解している。医務室はないが、事務室戸棚に救急箱があり消毒液やカットパンなど一般的な薬品を常備し、職員が対応できるようになっている。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>食育の計画を作成し、保育計画に位置づけて評価改善に努めている。ルームの子どもたち全員が一緒に食卓を囲み、保育者の声かけや、気配り・目配りなどで楽しく食べる雰囲気ができている。給食やおやつは、ルーム運営法人が設置する保育所から日々搬送されるが、ルーム側からの改善要望などは電話またはメモによって調理者に伝える仕組みがある。それによって、食物アレルギー児、宗教上食べられない食材のある児、障害のある児など、一人ひとりに配慮した献立や調理法が工夫されている。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>空気清浄機をはじめ、室内環境の適切な保持及び設備・用具等の衛生管理は行き届いている。保健的環境の維持もされていて、室内の整理・整頓の状況も良好と認められる。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事故対応マニュアルが用意され、職員に周知されている。午睡時の事故予防対策として子どもの呼吸状況を確認するチェックシートを常備し活用している。安全点検や危険箇所の点検にも努めていて、外部からの不審者対策としては出入口にチェック用インターホンを設置して、不審者の入室を防ぐようにしている。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>災害対応マニュアルは用意されている(役割が職員一人ひとりに具体的に割り振られていると、なお良い)。ルームは道路を隔てて水路があるため集中豪雨などによる水難が予想されるため、その対応も含めたマニュアルとなっている。ルームは駅ビル内に設置されていて、ビル内には他業種の店舗等が営業しているが、ビル内事業所合同の避難訓練が消防署とも連携して定期的に行われている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 □子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者や市役所からの情報から、子育てに関するニーズ把握や情報提供を行っている。子育て等について保護者から相談があった場合は、ルーム職員が対応できるようにしている。ルーム自体の保育活動でスペースとしての余裕はなく、施設の開放などは行っていない。</p>		